

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成22年12月16日(木) 東北大学本部棟第一会議室	
委員	委員長 加藤義雄(元仙台市副市長) 委員 三輪佳久(弁護士) 委員 手島貴弘(公認会計士) 委員 高田敏文(大学院教授)	
審議対象期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日	
抽出案件(合計)	7件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ての審議はなし。 「建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議」については、抽出案件に係る発注担当者が回答した。
工事(小計)	3件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (政府調達協定対象工事を除く)	2件	
工事希望型競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	4件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・特になし	

質 問	回 答
<p>1 . 審議対象工事及び業務の抽出について ( 担当委員より説明 )</p> <p>・ 特になし</p>	
<p>2 . 建設工事及び設計・コンサルティング 業務における抽出案件の審議</p> <p>( 1 ) 一般競争入札方式</p> <p>【 ( 青葉山 1 ) 人間・環境系土木実験棟新 営その他工事】</p> <p>・ 総合評価落札方式 ( 簡易型 ) を採用した 理由を説明願いたい。</p> <p>・ 最も入札価格の低い業者 ( 1 位業者 ) が 無効になった理由を説明願いたい。</p> <p>・ 無効になった業者にはペナルティーは無 いのか。</p>	<p>・ 本学の工事契約手続においては、調達額 の規模に応じて入札方式の設定を行って おり、本件は、総合評価落札方式 ( 簡易型 ) に該当したものである。なお、入札方式の 決定は、競争参加資格審査委員会の審議を 経たものである。</p> <p>・ 本件は低入札価格調査 ( 特別重点調査 ) の対象案件として調達を立ち上げた。1 位 業者は調査基準を下回ったため特別重点 調査の手続を進めたところ、相手方提出の 資料に不備・不足があったので無効とした ところである。</p> <p>・ 特別重点調査の結果によっては、例えば 指名停止等の措置を講ずる取扱いとはし ているが、本件のような事務手続上の理由 により無効とした場合についてはペナル ティーを課す取扱いとはしていない。</p>

<p>・ 2 番目に価格の低い工事業者( 2 位業者) と契約しているが、その落札金額も調査基準価格と相当開いており、履行上問題がないのか説明願いたい。</p>	<p>・ 2 位業者は特別重点調査の調査基準は上回ったが、低入札調査の調査基準は下回った。低入札調査を行った結果、当該入札金額が低廉となった理由が、 近隣で数件の手持ち工事があり、それらに必要な資材と併せて購入することにより価格が低廉になること、 施工場所付近の資機材の転用が可能であること、 技術提案によって、仮設足場などの分野で価格低減が可能であることによると判明した。このことは、本学の低廉となった合理的な理由の基準を満たしていると判断し、落札者として決定したものである。</p>
<p>( 2 ) 一般競争入札方式          【( 青葉山 1 ) 人間・環境系土木実験棟新営その他機械設備工事】          ・ 入札参加した全業者が低入札となっているが、予定価格は妥当であったのか。</p>	<p>・ 本学では工事費の積算は国土交通省が定めた統一基準に基づき行っている。統一基準では直接工事費、共通仮設費、現場管理費等細部に渡り算定方法が定められている。例えば直接工事費については市場価格を反映したコストの積み上げのために、積算資料等の単価情報を基に算出している。本学の予定価格は妥当であったと考えている。</p> <p>なお今年度上半期の発注の見通しをみると、他機関を含め主要な工事は本件のみであった。応札状況を考えると入札に参加した業者間での競争が強く働いたことが、今回の結果を招いたのではないかと推測している。</p>

<p>( 3 ) 随意契約方式</p> <p>【金研4号館中央監視(データ収集装置)設備新設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約理由で唯一、契約事務取扱細則第40条1号(特命随契)を適用しているため、その内容を説明願いたい。</li> <li>・当初建設時に本工事の内容を含めることはできなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は金研4号館建設の第1期工事において整備された中央監視設備、電力・水道・ガス等計量システムの範囲を拡大し、設備の追加等を行ったものである。計量システムの製造メーカーは複数社あるが、各々互換性がなく、第1期工事において整備されたシステムと同一メーカーのものを設置せざるをえず、これは本学の特命随意契約の適応基準を満たすものとして、随意契約を締結したものである。</li> <li>・整備計画の当初は、計量システムの整備範囲を細部にまで明確には出来なかった。</li> </ul>
<p>( 4 ) 一般競争入札方式</p> <p>【(青葉山1)工学部実験研究棟耐力度調査業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札金額が極端に低かったが、業務履行上問題がないか検討・判断したのか。</li> <li>・予定価格の設定は適切だったか説明願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学契約事務取扱細則では、業務の履行確保の観点から最低価格の入札者を落札者とし、最低価格に満たないことができないと定めているが、本件はその定め適用範囲外の予定価格であったこともあり低入札調査を実施しなかった。しかしながら契約前のヒアリングにて、直工費は確保されていることが確認できたので問題ないと判断したものである。</li> <li>・なお、業務は適切に履行され完了している。</li> <li>・落札業者の入札価格は予定価格よりも極端に低い金額だが、他の業者の入札価格は予定価格と同程度となっていたので予定価格の設定は適切だったと考える。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格を見積もりから作成するのではなく、積算できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学では調査業務の予定価格については複数社に見積もりを依頼し、その中で最も低廉なものを参考に算出することとしている。物品購入のような契約であれば、契約実績を参考にする手法の積算も可能だが、本件のような業務には価格指標とすべき数値がない。ご指摘の積算方法について検討するためにも、今後業務の契約実績等のデータを集積していきたい。</li> </ul>
<p>( 5 ) 簡易公募型プロポーザル方式</p> <p>【(青葉山1)人間・環境系低層実験棟改築等電気・機械設備設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積が4回に及んでいることについてご説明願いたい。</li> <li>・ 予定価格の算定方法についてもご説明願いたい</li> <li>・ 予定価格の算定方法について(4)の案件との違いをご説明願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目の見積金額は予定価格を大幅に上回っていたが、2回目の見積金額が大幅に予定価格に近づいたため、見積合わせを続行すれば、予定価格の範囲内で決着できると判断し、結果4回目で予定価格を下回った。</li> <li>・ 官庁施設の設計業務等積算基準を用いて直接人件費、諸経費、技術料等経費などを積算し算定している。</li> <li>・ 本学では予定価格の作成について、本件のように積算基準のある業務については基準に基づき積み上げで作成し、(4)の案件のように基準の無い業務については業者からの見積を参考に作成することとしている。</li> </ul>

